

(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

※ () 内の番号は、「起きてはならない最悪の事態」の番号

1. 個別施策分野

1) 道路・交通・防災・土地利用

(道路)

- ・沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関等が連携した取り組みを強化する必要があります。(1-6)
- ・建設業災害対策協会との災害時応援協定など、平時から関係機関等との連携強化を進めることにより、被災時における迅速な道路復旧体制を確立する必要があります。(1-6)
- ・道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する必要があります。(5-1, 6-3)
- ・市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数の輸送ルートを確認することにより物流の停止を防ぐ必要があります。(2-1, 5-1, 5-2, 6-3) また、国、県、市の関係部署が連携し検討を進める必要があります。(5-2, 6-3)
- ・津波被害の危険性が高い地域から、安全な高台や避難施設への避難を円滑に行うため、避難困難地域における避難道路の整備を早急に行う必要があります。(1-6, 7-2)

(交通)

- ・鉄道の分断による代替機能の確保について検討するとともに、鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を図る必要があります。(5-2, 6-3)
- ・停電による信号機の機能停止が要因となる交通事故を防止するため、可搬型発電機の整備を促進する必要があります。(3-1)

(防災)

- ・平成27年度までを集中復興期間とし震災対策と災害に強いまちづくりを推進するとともに、ハードとソフトを組み合わせた対策を着実に講じる必要があります。(1-2)
- ・地震発生に伴い、避難場所として指定緊急避難場所、指定避難所を確保し普段から住民に周知するとともに、高齢者、子ども及び障害者等の災害時要援護者への配慮を行った避難所のあり方や対応について検討する必要があります。(1-1)
- ・津波ハザードマップ、洪水・内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ及び避難計画を活用した避難体制の確立と住民への周知徹底を図り有事に備える必要があります。(1-2, 1-3, 1-4) また、地域防災計画の見直しや事業継続計画(BCP)の策定を行うことにより、災害対策体制の機能強化を図る必要があります。(3-2)
- ・各情報伝達体制を検証し、より効果的に見直すとともに、更なる着実な運用をする必要があります。(1-5, 4-2)
- ・災害に対する定期的な避難訓練や防災教育を充実し、地域全体の防災力向上を図る必要があります。また、消防団や自主防災組織の育成・充実・強化を図る必要があります。(1-4, 1-5, 7-1, 8-3)
- ・東日本大震災における津波で特に被害が甚大であった河川開口部については、各施設管理者が連携のもと、切れ目の無い対策を講じる必要があります。(1-2)
- ・人命に直接的な影響のある防災施設等については、定期的な点検を行うとともに、迅速に応急復旧ができる要員及び資機材の確保、計画に基づいた適切な維持管理を行う必要があります。(7-3)
- ・避難の長期化に備え、適切な備蓄管理体制を維持していく必要があります。(2-1, 2-2)
- ・地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、近隣市町村等や民間事業者等と災害時応援協定を結び、平時からの連携を強化する必要があります。(2-1)
- ・地震、津波、洪水、高潮等による浸水への対策及び土砂災害対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資す

る減災対策を推進する必要があります。また、様々な関係機関が連携してハード対策の着実な推進を図る必要があります。(1-3, 1-4, 5-2, 7-3, 8-4)

(消防)

- ・大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため常備消防の機能強化を図るとともに、平時から火災予防、被害軽減への取り組み及び広域的な連携体制を構築する必要があります。(1-1) また、通信基盤及び施設の堅牢化、高度化を図る必要があります。(7-1)

2) 環境・上下水道・公園・住宅

(環境)

- ・公共施設における電力の供給停止は様々な影響が考えられることから、太陽光発電など代替電力の普及促進を図るとともに、自家発電装置などバックアップ体制の整備を促進する必要があります。(4-1)
- ・災害廃棄物のストックヤードについては公共施設や市有地などを中心に、平時活用と災害時対応の両面を考慮し、予め選定・確保しておく必要があります。また、災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶことにより、処理能力の確保を行う必要があります。(8-1)
- ・災害廃棄物処理計画の策定、廃棄物輸送についての検討、実効性の向上に向けた教育訓練による人材の育成など、予め幅広に対応を検討する必要があります。(8-1)
- ・排水施設整備については、コストの縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、排水システムを調査し市全域を対象とした総合的な排水施設整備計画を策定する必要があります。(1-3)

(上下水道)

- ・上水道の耐震化率は 9.4% (H25) であり、引き続き耐震化を進めるとともに、旭市地域水道ビジョン(改定後)に基づき、適切な維持管理体制を確立する必要があります。(6-1)
- ・大規模自然災害時の水道断水に対応するため、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用、防災井戸の設置、飲料水の備蓄など代替性の確保について検討する必要があります。(6-1)
- ・下水道施設の耐震対策として、定期的な点検や緊急時の点検を充実するとともに、下水道事業継続計画(BCP)策定により対応していく必要があります。(6-2)
- ・農業集落排水については、機能診断を速やかに実施するとともに、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に実施する必要があります。(6-2)
- ・上下水道施設の耐震化と併せ、代替性の確保、管理体制の強化、停電時など緊急時の運転体制の強化等を行う必要があります。(6-2)
- ・浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要があります。(6-2)

(公園)

- ・旭文化の杜公園は、近隣市町村の大規模災害時における救援物資輸送の中継地など広域防災拠点として、平時からの管理・活用を推進する必要があります。(2-1)

(住宅)

- ・住宅の耐震化については、所有者の耐震化への認識不足や経済的な負担から耐震化が進んでいません。住宅の倒壊による死傷者を出さないためには、更なる住宅の耐震化率を上げる必要があります(1-1)
- ・老朽化が著しい公営住宅についても、居住者の生命の安全を確保するため定期的な点検を行うとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を行う必要があります。(1-1)

3) 健康・医療・福祉

(健康)

- ・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要があります。(2-4)
- ・消毒、害虫駆除や、被災者の生活空間の衛生管理など、平時から感染防止処理体制の構築をしておく必要があります。(2-4)
- ・避難所でのノロウイルスやインフルエンザの流行に備え、避難者の健康状態のチェック、施設の消毒、マスクの

配布、手洗いの推奨など、対応体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等の備蓄を進める必要があります。(2-4)

- ・千葉県からの感染情報を基に必要に応じて市内関係機関へ情報提供を行うなど、関係行政機関や民間事業者等との協力体制を推進する必要があります。(2-4)

(医療)

- ・診療圏人口 100 万人を擁する旭中央病院は、災害時における旭市の拠点病院であることはもちろん、広域災害時における千葉県基幹災害拠点病院として千葉県北東部及び茨城県南東部の重症患者に対し高度医療を提供していく必要があります。また、平時においてもこの地域の医療の中心として広域的な医療圏を担い続けることが出来る体制作りが重要です。(2-3)
- ・広域のかつ大規模な災害により、医療需要が医療供給を大きく上回る事態に対応するため、トリアージ→治療→S C U (域内搬送及び広域搬送)へと繋がる体制について、関係機関と協力のうえ構築する必要があります。(2-3)
- ・旭中央病院の耐震化が未了の施設では大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できない恐れがあることから、医療施設の耐震化を着実に推進する必要があります。(2-3)
- ・災害時の医療確保のため、関係機関間の情報共有化を図るとともに、平時から実災害を想定した災害対応訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携により実施する必要があります。(2-3)
- ・大規模自然災害発生時において消防による現地活動と病院との連絡調整体制を確立することにより、被災地の現況把握やニーズを即時に集約し、適切な医療支援活動に結びつける調整機能を確立する必要があります。(2-3)
- ・大規模災害や多傷病者が発生した事故などに備え、災害急性期に活動できる機動性を持った医療支援を行うため、DMATの充実・強化を図る必要があります。(2-3)

4) 教育・スポーツ・文化

(教育)

- ・学校施設の耐震化については、合併後からいち早く対策を講じており、H27 の飯岡中学校の完成をもって完了予定ですが、引き続きつり天井など非構造部材の耐震対策を実施する必要があります。(1-1)
- ・小中学校の耐震化率 (94.5% (H26))、社会体育施設 (62.7% (H26)) など、不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上のもも多く、これらの施設は災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要があります。(1-1)
- ・危険区域にある教育施設については、安全や児童生徒の生命の保護のため、施設の移転や急傾斜地崩落防止施設等の整備などを検討する必要があります。(1-4)
- ・災害に対する定期的な避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図ることで、児童生徒の安全を確保する必要があります。(1-4, 8-3)

5) 産業・雇用

(産業)

- ・全国でも有数の農産物の産地である旭市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持しなければなりません。強靱な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努める必要があります。また、大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、首都圏の食料供給基地として強靱な農業生産基盤の整備を促進する必要があります。(5-1, 5-3)
- ・産地における国際競争力の強化、物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施することで、産業全体の体質強化を図る必要があります。(5-3)
- ・風評被害対策として、正確なデータ収集と的確な情報管理を行い、農水産物等の検査体制を国県等と連携のもと更に推進し、安全性を高め消費者の安心を担保するとともに、消費者への効率的な情報発信をシミュレーションしておく必要があります。(7-4)
- ・食の安全や食料自給率の問題など、消費者への情報提供や積極的な対話 (リスクコミュニケーション) を行うことで、食に関する消費者と生産者の信頼関係を構築する必要があります。また、食の安全・安心を追及した農水

産物生産体制の充実を図ることにより、産地ブランド力の向上を図る必要があります。(7-4)

- ・首都直下地震等、首都圏への食料・飲料水などの供給を想定し、災害協定の締結など、緊急時の食料供給体制を整備する必要があります。(5-3)
 - ・大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには、民間企業における事業継続計画（BCP）策定・活用の促進を図るため支援を行う必要があります。(5-1)
 - ・避難所における大量かつ長期の避難者に対する食料確保に対応するため、市内の農業生産者組織や食料品スーパー等と協定を結ぶとともに、大規模集客施設や駅等に帰宅困難者が発生した場合は、適切な避難及び誘導が出来るように、商工会等と連携して一時滞在施設の確保について協定の締結などを推進する必要があります。(2-1, 2-2)
 - ・商工会等と連携して、企業、大規模商業施設に対し、来場者や従業員等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や家族等を含めた安否確認の体制整備を要請する必要があります。(2-2)
- (雇用)
- ・行政と建設業災害対策協力会において災害時応援協定を締結しているが、さらに建設業災害対策協力会内部の事業継続計画（BCP）の策定、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成を行う横断的な取り組みをする必要があります。(8-2)
 - ・減少する建設業界の担い手確保対策や技能労働者の確保対策に早急に取り組む必要があります。(8-2)

6) 協働・交流・行政機能

(協働・交流)

- ・被災の経験を風化させないため定期的な津波避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図る必要があります。また、自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図り災害に強い地域づくりを行う必要があります。(1-2, 7-1, 8-3)
- ・国、県、市、地域住民、企業、施設管理者等が連携し、ハードとソフトを組み合わせた適正な対策をとる必要があります。(1-4, 7-3)
- ・外国人への災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況であり、本市に住む多数の外国人や観光客の安全・安心を確保するため、外国人向け災害情報の伝達体制を整備・強化する必要があります。(1-5)

(行政機能)

- ・行政機関の機能不全は、事後すべての局面に対する回復速度に直接的に影響することから、いかなる大規模災害時においても必要な機能を維持する必要があります。特に市本庁舎については、老朽化と耐震不足が問題となっており、利用者の安全性の確保と災害対策機能の保全ため、早期の建て替えが必要です。(3-2)
- ・災害時に庁舎が被災したときにおいても、市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持するため、データセンターへのサーバーの移設などバックアップ機能の充実が必要です。また、「IT部門の事業継続計画（BCP）」の策定など計画的に進める体制作りを推進する必要があります。(3-2)
- ・地域防災計画の見直しや事業継続計画（BCP）の策定を行うことにより、災害対策体制の機能強化を図る必要があります。(3-2)
- ・小中学校の耐震化率（94.5%（H26））、医療施設（85.6%（H26））、社会福祉施設（87.5%（H26））、社会体育施設（62.7%（H26））など、不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上のものも多く、これらの施設は災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要があります。(1-1)
- ・公共施設等総合管理計画を平成28年度までに策定し、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性確保のため、適正な維持保全活動を実施していく必要があります。(1-1)
- ・危険区域にある公共施設については、施設を利用する市民や児童生徒の生命の保護のため、施設の移転や急傾斜地崩落防止施設等の整備などを検討する必要があります。(1-4)
- ・災害対応にあたる職員・施設の被災による行政機能の大幅な低下を回避するため、他の行政機関から応援職員の受け入れ態勢について、協定の締結など、予め用意・シミュレーションする必要があります。(8-2)

2. 横断的分野

1) 老朽化対策

- ・ 公共施設等総合管理計画を平成 28 年度までに策定し、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性確保のため、適正な維持保全活動を実施していく必要があります。(1-1)
- ・ 老朽化が著しい公営住宅についても、居住者の生命の安全を確保するため定期的な点検を行うとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を行う必要があります。(1-1)
- ・ 上水道の耐震化率は 9.4% (H25) であり、引き続き耐震化を進めるとともに、旭市地域水道ビジョン (改定後) に基づき、適切な維持管理体制を確立する必要があります。(6-1)
- ・ 下水道施設の耐震対策については、定期的な点検や緊急時の点検を充実するとともに、下水道事業継続計画 (BCP) 策定により対応していく必要があります。(6-2)
- ・ 農業集落排水については、機能診断を速やかに実施するとともに、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に実施する必要があります。(6-2)
- ・ 道路等のインフラ長寿命計画の策定については、H23 に橋梁長寿命化計画を実施しました。今後は道路ストック総点検を実施するとともに、長寿命化計画を策定し適切な管理を実施する必要があります。(6-3)
- ・ 河川管理施設については、長寿命化計画等に基づき老朽化対策や適正な維持管理を行う必要があります。(1-3)

2) 少子高齢化対策

- ・ 学校施設の耐震化については、合併後からいち早く対策を講じており、H27 の飯岡中学校の完成をもって完了予定ですが、引き続きつり天井など非構造部材の耐震対策を実施する必要があります。(1-1)
- ・ 小中学校の耐震化率 (94.5% (H26))、社会体育施設 (62.7% (H26)) など、不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上のもも多く、これらの施設は災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要があります。(1-1)
- ・ 危険区域にある公共施設については、施設を利用する市民や児童生徒の生命の保護のため、施設の移転や急傾斜地崩落防止施設等の整備などを検討する必要があります。(1-4)
- ・ 様々な関係機関が連携してハード対策の着実な推進とともに、ソフト対策として警戒避難体制の確立を図る必要があります。(1-4)
- ・ 避難行動要支援者である高齢者や年少者への対策として、定期的な津波避難訓練や防災教育による防災意識の高揚を図ることが必要です。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織や消防団の育成・強化が必要です。(1-1, 1-2, 1-4, 1-5, 8-3)
- ・ 災害の発生に伴い、市民の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するため、予め安全な場所や避難のための道路を確保しておく必要があります。そのため、避難場所として、指定緊急避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、高齢者、子ども及び障害者等の避難行動要支援者への配慮を行う必要があります。(1-1, 1-2, 1-4)
- ・ 地域の強靱化に資する取り組みは、地域単位で子どもから高齢者までが参加できる取り組みを実施する必要があります。(8-3)

3) 地域振興

- ・ 農業産出額が千葉県内第 1 位で全国でも有数の農産物の産地である旭市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持しなければなりません。そのためには強靱な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努める必要があります。(5-1, 5-3)
- ・ 大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないためには、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数のルートを確認することにより物流の停止を防ぐ必要があります。(5-1, 5-2, 5-3)
- ・ 製品の供給体制の維持や、燃料・材料供給ルートの確保のため、道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害・津波・大潮対策を着実に推進する必要があります。(5-1, 5-2)

- ・大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには、民間企業における事業継続計画（BCP）策定・活用の促進を図るため支援を行う必要があります。（5-1）
- ・太陽光発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及促進や、災害に強いインフラ整備として既存ガスパイプラインの利用検討など、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段を確保する必要があります。（5-1）